

古河市立学校における 働き方改革のための ガイドライン



古河市教育委員会

目 次

- 1 ガイドラインについて P. 1
- 2 市立小中学校の現状 P. 2
- 3 これまでの主な取組 P. 6
- 4 今後の取組の方向性 P. 7
- 5 働き方改革を進めるために P. 8

1 ガイドラインについて

(1) 本ガイドラインの位置づけ

小中学校において教育の質を向上していくためには、教育現場にゆとりがあり、教職員が子どもたちとしっかり向き合える環境を整えることが不可欠で、必要なことを精選し、さらに工夫を重ねていくことが必要です。

本ガイドラインは、教職員の業務量の適切な管理や、教職員の健康及び福祉の確保等を図るため、古河市教育委員会及び市立小中学校が実施する「学校における働き方改革」に向けた取組の方向性等を示すものとしします。

(2) 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは以下のような趣旨のために示すものであり、本市教育の更なる充実につなげていくことをねらいとしています。

- 教職員の負担を軽減して長時間勤務の是正を図ることで、教職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働けるようにする。
- 教職員の能力を向上し、授業を磨いて学校教育の質を高めていくことで、子どもたちと向き合える時間を十分に確保し、「より良い授業・より良い指導」といった、子どもたちの豊かな学びと確かな成長につながる効果的な教育活動を行える状況にする。

なお、本ガイドラインで示す取組等については、ガイドライン策定時に検討した方向性を示すものであり、今後、ガイドラインの見直しや別途計画等を策定することを想定しています。

(3) 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインの対象者は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員で、古河市立小中学校に勤務する者を対象とします。

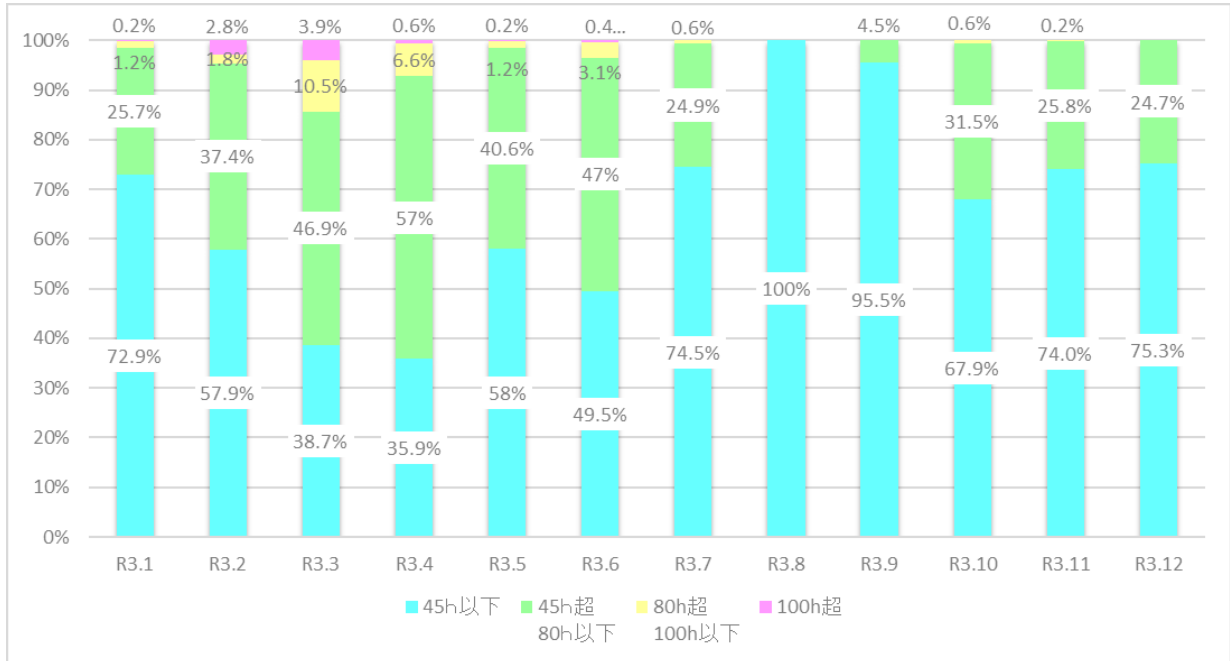
(4) 本ガイドラインの推進体制

本ガイドラインの目的を達成するため、教育委員会と学校が密接に連携し、学校現場における現状把握や、課題の解決等に向けて必要な措置を行うことができるよう、推進体制を整えます。令和3年6月、教育委員会のすべての課が関係する「古河市働き方改革プロジェクトチーム」を組織しました。この組織を中心に、学校と連携して課題等の整理・検討を行い、必要に応じて新たな体制等を整えながら学校の働き方改革に取り組んでいきます。

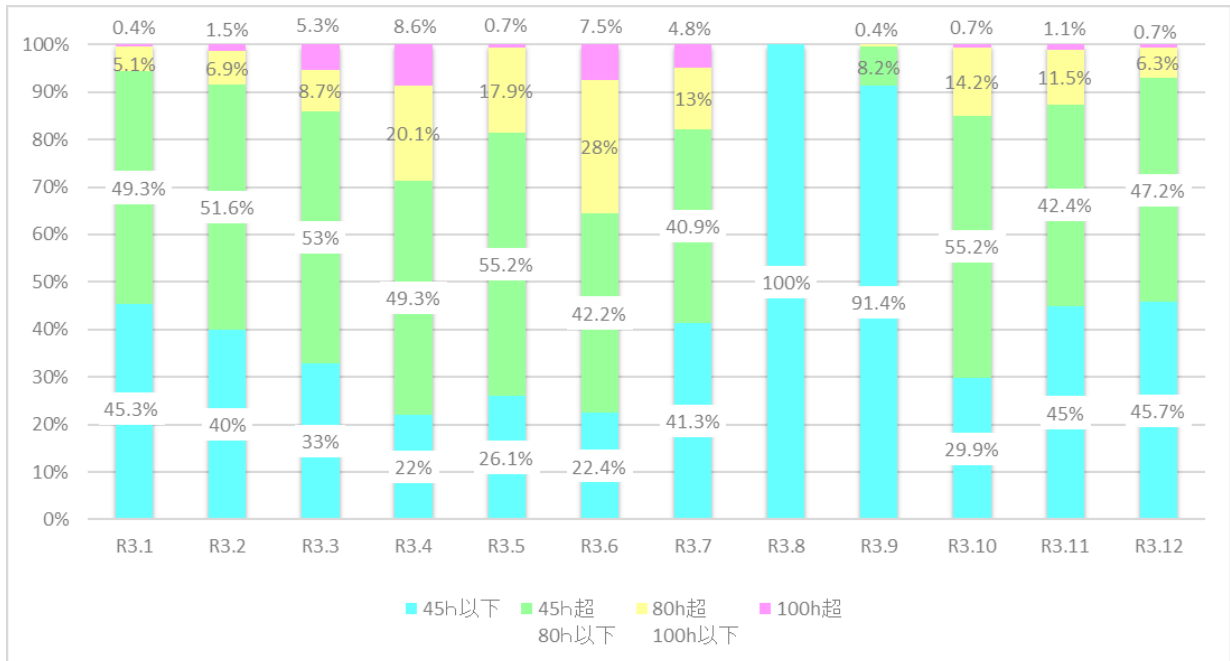
2 市立小中学校の現状

(1) 時間外勤務の教職員の割合 ※令和3年1月～12月

・小学校の状況



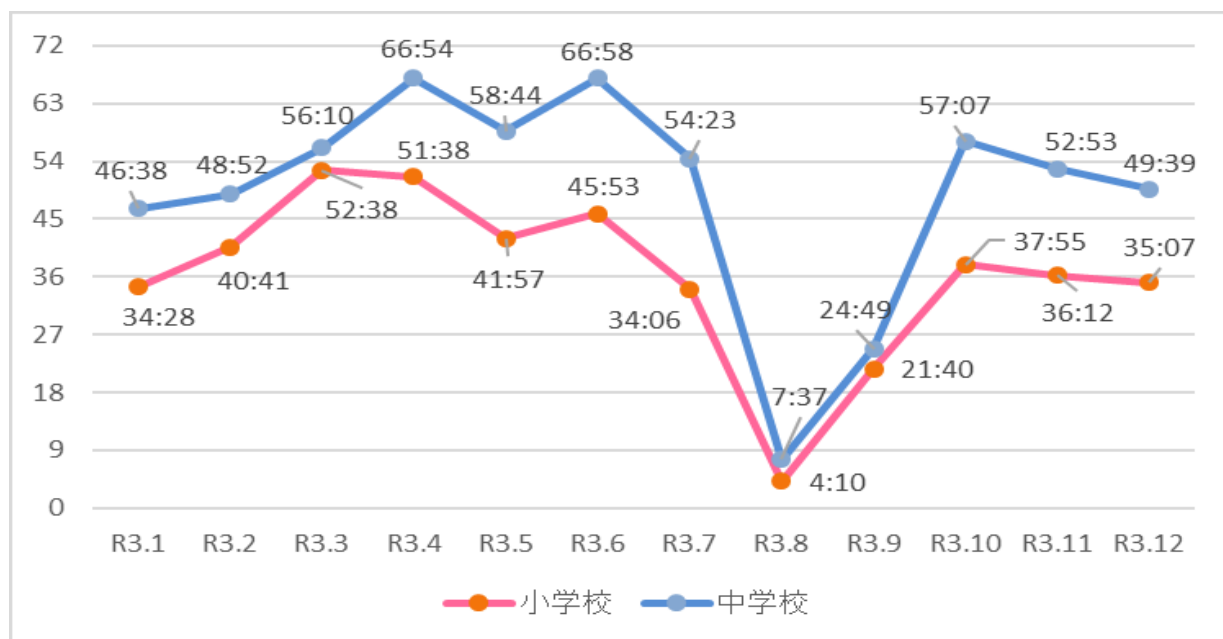
・中学校の状況



国（文科省）が示す時間外勤務の上限は、原則「月 45 時間かつ年 360 時間」として
います。また、月 80 時間が過労死ラインと言われてています。

本市において時間外勤務が月 45 時間以上の教職員の割合を令和 3 年 4 月時点でみると、小学校で 64.2%（45h 超：57%、80h 超：6.6%、100h 超：0.6%）、中学校で 78.0%（45h 超：49.3%、80h 超：20.1%、100h 超：8.6%）となっています。

(2) 超過在校等時間の平均 ※令和3年1月～12月



年度が替わる時期などには在校時間が多くなる傾向がみられます。また、新型コロナウイルス感染症防止のための教育活動制限などにより、例年とは異なる勤務状況がみられます。

(3) 在校等時間について

・ 在校等時間とは

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年7月法律第71号)により、民間企業等については、時間外労働の上限規制が新たに規定されました。

このような労働法制の転換を踏まえ、地方公務員については、原則として労働基準法の適用を受けるとともに、国の人事院規則を踏まえ、各地方公共団体において、超過勤務命令の上限時間を条例や規則等で定めることとなりました(本市においては「古河市立学校管理規則」第33条の2で規定)。

公立学校の教職員も地方公務員ですので、こうした条例や規則等の対象となるものと考えられますが、公立学校の教職員には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」が適用され、所定の勤務時間外に超過勤務命令に基づいて業務を行うのは、いわゆる「超勤4項目」に関する業務の場合のみとされています。よってそれ以外の業務は、この条例や規則等の対象とはなりません。

しかしながら、「超勤4項目」以外であっても、校務として行うものについては、超過勤務命令に基づくものではないものの、学校教育活動に関する業務を行っていることに変わりないことから、令和元年12月11日に公布された改正給特法に基づいて、告示された文科省指針によって、「超勤4項目」以外の業務の時間についても「在校等時間」として勤務時間管理の対象にすることとしたものです。

・ 在校等時間の上限

平成 31 年 1 月 25 日付け文科省通知「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」で示された上限の目安時間を整理すると以下のようになります。

勤務時間外の在校等時間の上限

- ・ 1 カ月あたり 45 時間
- ・ 1 年あたり 360 時間
(ただし、児童生徒に係る※予見できない突発的な業務を行わざるを得ない場合は、1 カ月あたり 100 時間未満、1 年あたり 720 時間)
- ・ 2～6 カ月平均の上限 80 時間
- ・ 45 時間を超える月の上限…1 年間に 6 月まで

※予見できない突発的な業務の具体例

- ・ 学校事故等が生じて対応を必要とする場合
- ・ いじめや学級崩壊等の指導上の重大事案が発生した場合など

(4) アンケートからみる教職員の意識

古河市教育振興基本計画（後期計画）策定に向け、教職員アンケートを行いました（令和 3 年 7 月実施）。その中から関連事項を抜粋すると以下の集計結果でした。

Q. あなたが関心をもっている教育課題はどんなことですか。（複数回答）

- ① 学校における働き方改革の推進（64.5%）
- ② ICT教育の推進（55.9%）
- ③ 主体的・対話的で深い学び（47.5%）
- ④ いじめ・不登校問題（32%）

Q. あなたはご自身の職務について、どのくらい忙しさを感じていますか。

- ① ほとんど毎日が忙しい（49.9%）
- ② 忙しい日が多い（35.8%）
- ③ 忙しい日と余裕のある日がほぼ半々である（11.5%）
- ④ 忙しい日々はそれほどない（2.7%）

Q. あなたが仕事をする上で大変と感じていることはどんなことですか。(複数回答)

- ① 報告書作成などの事務処理(58.3%)
- ② 保護者やPTAなどへの対応(42.6%)
- ③ 成績等の処理(32.4%)
- ④ 生徒指導(31.3%)
- ⑤ 校務分掌の諸会議や打合せ(26.9%)
- ⑥ 授業・授業準備等(25.2%)
- ⑦ 学校の諸行事(13.7%)
- ⑧ 校内研修や出張等の研修(12.6%)
- ⑨ 部活動やクラブ活動(10.4%)

Q. あなたが学校運営において必要と思われる取組はどんなことですか。(複数回答)

- ① 授業のサポートなど教職員の補助や支援をする人材を増員する
(73.7%)
- ② 放課後の事務処理等の時間を適切に確保する(57%)
- ③ 校務分掌等の精選を図り、効率的な組織にする(40.4%)
- ④ 働き方改革の推進に対する教職員の共通理解を図る(32.4%)
- ⑤ 児童生徒との結びつきやふれあいの時間を確保する(30%)

Q. あなたが勤務する学校の情報共有において強化してほしいことはどんなことですか。(複数回答)

- ① 事務的な業務に関する手続等(49.2%)
- ② 各種様式(書式)のひな型(31.1%)
- ③ 授業や教科等の内容に関すること(27.8%)
- ④ 校内の行事スケジュール(23.9%)

3 これまでの主な取組

(1) 主な取組一覧

本市教育委員会及び市立小中学校で働き方改革を推進するため、これまで進めてきた取組のうち、主なものは以下のとおりです。なお、以下の一覧を作成するにあたっては、文科省の「教育委員会による学校の働き方改革のための取組状況チェックリスト」を参考にしています。

区分		取組状況	取組主体	
			学校	教委
1	推進するための枠組みや体制の整備	・ 管理職である学校長に対して、働き方改革に関する研修会を実施		○
		・ 保護者や地域等に対して「働き方改革」への理解や協力を求める取組としてのチラシ作成・配布		○
		・ 労働安全衛生法に定められたストレスチェックの実施		○
2	勤務時間や休日の確保を意識した取組	・ 部活動ガイドラインの実行性を担保するための、教職員の勤務時間を考慮した部活動の取組	○	
		・ 学校閉庁日の設定（閉庁日には部活動の実施も認めていない）		○
		・ 勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた（留守電・メール等）連絡対応体制の整備		○
3	教師等が担っていた業務に外部人材を活用	・ 青少年相談員による放課後・夜間等のパトロール		○
		・ 事務作業、消毒作業など、教職員の負担軽減のために学校サポーターを配置		○
		・ 特別支援教育支援員やスクールカウンセラー等の配置の推進		○
4	業務の効率化や負担の平準化に向けた取組	・ 指導案やデジタル教材について、学校間共有フォルダ等での共有化を図る	○	
		・ 全校に校務支援システムを導入し、学習評価や成績処理事務作業等の負担を軽減		○
		・ 学校事務の共同実施		○
5	学校業務の削減や精選	・ 長期休業中における市教育委員会が主催する研修についての見直し		○
		・ 市教育研究会と連携し、学校における研究事業についての精査・見直し	○	

4 今後の取組の方向性

(1) 取組を進める上での重点項目

学校における働き方改革を推進し、教職員一人一人のワーク・ライフ・バランスを充実させ、効果的に教育活動に取り組むためには、管理職による適正な在校等時間の管理と、勤務時間を意識した働き方をするよう教職員の意識改革を進めることが重要となります。

学校における働き方改革のための取組は、これまで学校で常識とされていたことを大幅に見直すことでもあるため、教職員個人の努力だけではなく、学校と教育委員会が一体となり、管理職の強いリーダーシップのもとで改革のための取組を推進していく必要があります。

このような考えに基づき、これまでの取組及び令和3年4月に策定された茨城県の「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン」を踏まえ、以下のとおり重点項目を設定し、各項目に対する今後の方向性を示すこととしました。

重点項目

- 在校等時間の適切な管理と教職員の意識改革
- 部活動指導の負担軽減
- 学校運営体制と業務の改善

(2) 在校等時間の適切な管理と教職員の意識改革

教職員の勤務時間に対する意識を改革していくために、教育委員会と学校が一体となって無制限・無定量の勤務を是としないことを明確に示すとともに、完退勤時間や定時退勤日の設定などの方策をより多くの学校で取り入れることにより、教職員の勤務時間に対する意識を改革していく必要があります。

また、業務が早く終わった日には、周囲を気にせずに、定時で帰ることができる職場環境づくりを目指していきます。時間外の業務を削減することに対する罪悪感や、ためらいを感じている教職員の意識改革を行うべく、今後も機会あるごとに、啓発に取り組んでいきます。

(3) 部活動指導の負担軽減

部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るために有意義な活動であると言えます。一方で、教職員アンケートからは負担を感じている教職員も一定数存在することが明らかとなっています。

今後は、部活動運営方針の適切な設定、部活動数の適正化と複数顧問制の確立、部活動指導員の拡充、部活動の地域移行などについて検討・推進していきます。

(4) 学校運営体制と業務の改善

学校における業務は多岐に渡るため、単に1つの業務の効率化や改善を行っただけでは、直ちに長時間勤務を大きく改善させることに繋がるとは限りません。しかしながら、時間外の業務が生じる主な要因となっている業務を分析し、集中的に改善することで時間外業務の削減効果を高めていくことは重要です。

教職員アンケートによると、報告書や成績表作成などの事務処理は負担の大きい業務であり、在校等時間の増減に大きな影響を及ぼしていることが想定されます。また、学校運営を円滑にしていく上で、教職員のサポートをする人材を増やすことや、放課後の事務処理等の時間確保、効率的な組織化を図ることが必要と考えられています。これらを踏まえた学校運営体制と業務の改善を今後も進めていきますが、あわせて各校や他市での取組で効果があったものも市内全校で展開できるよう、推進していきます。

5 働き方改革を進めるために

(1) 取り組むべきこと一覧

業務改善を進めるためには、管理職がリーダーシップを発揮し、適切な業務マネジメントを実施するとともに、教職員一人一人が効率的に業務を遂行する意識を持つことが重要です。また、真に実効性のあるものとするため、職員一人一人がこれまでの学校の常識にとらわれることなく、業務の必要性や目指す方向性を理解して、自らの業務を見直すとともに、学校全体で検討し、組織的に取り組むことが不可欠です。

今後取り組むべきことは、教育委員会と学校とで課題の抽出や検討・協議を進めていくことが必要ですが、本ガイドラインでは文科省の「教育委員会による学校の働き方改革のための取組状況チェックリスト」を参考に、以下のとおり整理します。

区分	重点項目	取組状況	取組主体	
			学校	教委
1	推進するための枠組みや体制の整備	○ 時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等の策定	○	
		業務改善の PDCA サイクル構築や、教育委員会の自己点検・評価の中で取り上げ		○
		管理職や管理職以外の教職員に対して、働き方改革に関する研修を実施		○
		教職員の人事評価に働き方に関する視点の取り入れ	○	
		業務改善や教職員等の働き方に関する項目を学校評価に位置付け	○	
		児童生徒等の実態や各校の指導体制を踏まえた適切な年間授業計画の編成	○	
		全小中学校で労働安全衛生法に定められたストレスチェックの実施と、必要に応じ医師面談等の実施		○

区分	重点項目	取組状況	取組主体		
			学校	教委	
2	勤務時間や休日の確保を意識した取組		児童生徒等の登下校の時間設定について、(一斉下校日など) 教職員の勤務時間を考慮した時間設定	○	
		○	教職員の勤務時間を考慮した部活動の取組(部活動の精選、複数顧問制の適正化など)	○	
			「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合、正規の勤務時間の割り振り変更を適正に実施	○	
			勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた(留守電・メール等)連絡対応体制の整備		○
3	教師等が担っていた業務への外部人材活用		登下校時の対応は、学校以外の主体(保護者・地域人材等)が中心に対応	○	
			放課後・夜間等の見回り、児童生徒が補導されたときの対応を学校以外の主体が中心に対応		○
			学校で活用する地域人材等との協力体制の構築(地域学校協働活動推進委員等が主体となるなど)	○	
		○	部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図る		○
			授業準備をサポートするなどの外部人材の参画や、学校で活用する地域人材等との協力体制の再構築		○
			各校に人材を配置するための人材バンク整備や人材募集を教育委員会で一元的に行う		○
4	業務の効率化や負担の平準化に向けた取組		授業準備についてICTを活用して教材や指導案の共有化を図る	○	
		○	学習評価や成績処理に(校務支援システム等)ICTを活用し、事務作業の負担軽減を図る		○
			一部の教職員に業務が集中しないよう、校務分掌の見直し等、業務の偏りを平準化する	○	
			教職員の専門性に関わるもの以外の調査・回答については、事務職員等が中心となり対応する	○	
			保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する対応マニュアル・手引き等の作成		○
5	学校業務の削減や精選	○	学校給食費の公会計化制度の採用と、給食費の徴収・管理を教育委員会で実施		○
			教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務の削減や、学校が作成する計画等の整理・合理化の推進		○
			行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催の推進	○	
			研修の精選、報告書等の簡素化、研修時期の適正化や長期休業中の業務としての研修等の精選	○	

(2) 改革を進める上での留意事項

・本ガイドラインは上限の目安時間まで教職員等が在校等して勤務することを推奨する趣旨ではありません。「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として示したものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識してください。

・本ガイドラインに沿って進めるにあたり、働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、客観的な方法その他適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化したことを踏まえ、在校時間だけでなく校外の時間についても、該当教職員の報告等を出来る限り客観的な方法で計測することが必要です。

・教育委員会では、学校における休憩時間や休日の確保など、労働法制を遵守するように努めます。また、教職員の健康・福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教職員への医師による面談指導や健康診断を実施すること、退勤してから出勤するまでに一定時間を確保すること、年次有給休暇等をまとめた日数で連続して取得できるなど休暇取得を推進すること、心身の健康問題についての相談窓口や産業医等による助言指導を受けること、教職員に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意していきます。

(3) まとめ

学校における働き方改革とは、単に教職員の在校等時間を短縮すれば良いというものではありません。文科省の指針等で示されている在校等時間の上限目安の遵守を形式的に行うことが目的化してしまい、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す又は残させたりすることがあってはなりません。

また、上限の目安時間を守るために自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本ガイドラインの趣旨に反するものですので、厳に避けなくてはなりません。

これまで学校教育が掲げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくためには、教職員の業務量を減らすという業務改善の側面とともに、教職員一人一人が「子どもたちのためなら、長時間勤務もいとわないとする」という働き方を見直し、勤務時間を意識して限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行おうという意識を持つという、教職員の意識改革との両輪で進めていくことが重要です。

学校における働き方改革を推進することで、教職員が子どもたち一人一人に寄り添い、「より良い授業・より良い指導」を行う時間が増え、子どもたちの豊かな学びと確かな成長につながると考えています。「子どもたち一人一人が輝く教育のため」本ガイドラインが学校における働き方改革を進めていく一助となることを願っています。



古河市市立学校における働き方改革のためのガイドライン

令和4年3月

発行・編集

古河市教育委員会

〒306-8601 茨城県古河市長谷町 38 番 18 号

TEL 0280-22-5111 FAX 0280-22-5105

市HP <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>
